

マイナ保険証への移行に伴う医療保険の加入関係の確認方法の変更について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）」の一部の施行により、令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカードを意味します。）を基本とする仕組みに移行することとなります。

上記に伴い、介護保険の第二号被保険者（65歳未満の申請者）の方は以下の通り医療保険の加入関係の確認方法が変更となります。

申請方法	保険証の種類	申請者	確認方法
窓口申請	健康保険証 （申請時点において有効期限内のもの）	本人	健康保険証の提示
		代行	健康保険所の提示又は健康保険証の写しの提示
	マイナ保険証	本人	マイナ保険証の提示に加え、マイナポータルのウェブサイトからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示、又は自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスし「医療保険の被保険者資格情報」が表示された画面の提示
		代行	上記いずれかの写しの提示
郵送申請	健康保険証 （申請時点において有効期限内のもの）	本人	健康保険証の <u>写しを添付</u>
		代行	
	マイナ保険証	本人	マイナポータルウェブサイトからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の <u>写し</u> 又は自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスし「医療保険の被保険者資格情報」が表示された <u>画面を印刷したものの写しを添付</u>
		代行	

※マイナ保険証を保有しておらず、申請時点において有効期限内の健康保険証を保有していない場合、窓口申請時は「資格確認書」（マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードに健康保険証利用登録をしていない方に交付されるもの）の提示、郵送申請時は「資格確認書」の写しの添付をお願いいたします。

マイナポータルへのアクセスはこちら↓

